

カントの永久平和論

渡 辺 義 晴*

(信州大学文理学部)

I

Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf. 1795[※] をカントが書いた直接の動機は、フランス(革命の人民的性格をうしなつた)とプロシヤのあいだにもたれたバーゼル会議を評論することであつたといわれる。しかし、われわれにとつては、この書は、時局論としてよりも、社会哲学や歴史哲学上のカントの根本思想を示し、こんにちの平和問題を考えるときの、たいせつな視点を示唆するものとして、興味がある。

世界の平和を永久にうちたてるための条件は何であるか。この問題をカントは考えたわけであるが、その議論をすすめるときに、かれは条約文のような叙述形式をとり、さいしょに予備条項、つぎに、本論の確定条項を述べる。K. Fischer の解説によれば、前者は平和の消極的条件を、後者は積極的条件を論じたものである。予備条項にあげられているものは、あまり統一的でないが、つぎのように整頓できるだろう。^{※※} 国家間の関係について、1 戦争しあつているもの、2 平和条約をむすんでいるもの、3 しぜんに平和を暫定的に維持しあつているもの、三つにわけ、それぞれのばあいには、最少限度もとめられる平和の条件を考えたものである。

1——いくら交戦中であつても、戦後において、どうしても友好関係をむすびたくないとおもわしめるほどの、ひどいことを敵国におこなつてはいけない(条項第六)。その例として、<暗殺者・毒殺者の派遣、降服条約の破棄、敵国における大逆 Verrat の煽動>などがあげられている。現代の例でいえば、広島にたいする原爆投下などは、むしろ、これである。2——平和の状態と Waffenstillstand とを区別しなくてはならないという観点から、<将来、戦争をおこすような材料をひそかに留保してなされた平和条約は決して平和条約とみなされてはならない>(条項第一)。3——ここでは、もつとも含蓄のあることが述べられている。無事にすぎている国家間の平和がやぶられるには、二つのばあいがある。第一は、直接的な他国の侵害である。<独立して成立している国家を(その大小は問題でない)、他の国家が、継承、交換、贈与の手續で、わがものにしてはいけない>(条項第二)。カントは国家が、尊い人格、人間の社会であり、これを手段的物件、つまり Maschinen und Werkzeugen、としてはならないという考え方から論じている。その説明のなかに、<ある国の軍隊を、その国の敵ではなくて、他の国の敵に対抗させるために、奉仕させることは>この国を侵害することだといひ、傭兵軍をこさえさせられた国は、独立をうばわれているのだ、と断定している。第二は、内政干

*信州大学教授

渉である。＜いかなる国家も、むりやりに、他国の体制と統治に干渉してはならない＞（条項第五）。一国からみて他国の状態ががまんできないとおもつても、それは他国に干渉できる根拠にはならない。悪例は、かえつて、消極的教示として、有益でさえある、とカントはいう。たとえば、他国の労働者をおさえつけるために、その国の政治に干渉する帝国主義国家のやり方は、カントにいわせれば、平和破壊的な Skandal でなければならぬ。

これら二つの直接的侵害のほかに、間接的侵害をカントはあげている。＜常備軍は、しだいに、全廃しなくてはならない＞（条項第三）。＜国家の対外的紛争にかんして、国債をおこしてはいけない＞（条項第四）。常備軍は戦争機械である。人を殺すため、あるいは、殺されるために人間を雇うというのは、いかにも人間性に反したことであるが、いつぱんに、常備軍は、他国にたいしたえずおどしと不安をあたえるものであり、国内においては、たえず増大する軍需負担を大きくし、もう戦争をやつた方がまだまだ、というほどにまでなる。これは、あきらかに、平和破壊者である。国債の利用も、こうした戦争機械の整備、拡充に便利であつては平和をおびやかすものである。

われわれは、カントが予備条項で列記している六条に多少とも、まとまりをつけてみたのである。どの項も、考えればきりがないほど、問題をふくんでいるが、それにして、これらの条項は、確定条項との連関のなかで位置づけなければ、まとまりをもたないものである。たとえば、常備軍の廃止を提案したカントは、他方において、＜人民が自発的に軍事訓練をうけて、自分と祖国とを、外からの攻撃からまもる＞のは、ただしいとみている。つまり、人民軍隊を承認しており、それは平和の条件でさえある。しかし、どうしてそういうことになるのか。この設問に答えなくてはならない。いつたい、予備条項で書かれているものは、カントが知っていた当時の平和論、たとえば、サンピエール Saint Pierre (1658—1743) の＜永久平和論草案＞Projet de la paix perpetuelle, 1713—16.あるいは、ルソーのその解説などにあらわれた思想を整理したものといわれている。ところで、ピエールは、ヨーロッパの、24のキリスト教国が国際評議会をつくり、常備軍の制限・領土の不変更・侵略・相続・贈与・譲渡の禁止、などをおこなうことを提案しているのであるが、それは＜現状維持＞を目標とするもので、消極的でありカントにいわせると、永久平和についてではなく、たんに、いわば休戦について論じたものにすぎない。

註 ※ Kants Werke herausgegeben v. Cassirer Band VII S425—474.

※※ Vgl. Kuno Fischer, Geschichte der neueren Philosophie 5. Kant II S.165.

※※※ 杉村幸蔵著、カントと社会哲学 思索社昭和23年発行、184—190ページ参照。

II

平和を可能にする諸条件を現実的にし、平和を保証する verbürgen ところの、積極的条件を論ずるのが、確定条項のところである。その第一は＜どの国家もみな、その公民的体制は共和制 republikanisch でなければならぬ＞と述べており、これがもつとも重要な平和の条件である。カントが共和制を要求した根拠を、われわれはかれの法理論・道徳哲学などを注意しながら、考えてみよう。第一の理由は、いわば、人民の党派

的利害の見地であろう。かれは前述の第一項を説明したところで、述べている。〈戦争をやるかやらないかについて、国民 Staatsbürger の同意がもとめられるとき——このような体制（共和制）ではそういう手続がとられるのはあたりまえだが——、国民は戦争のすべてのわざわい、（たとえば、みずから戦い、自分の財産を戦争の費用に提供しなくてはならない、戦争のこした荒廢の跡をつくらうために難儀するとか、さいごに、ありあまるこんな災難のうえに、かりに平和でいても、平和な生活を味気ないものにさせるような、決して償却できない負債の重荷—— つぎつぎ新しい戦争があるので——を自分で引きうけねばならないというふうな）を自分自身にあたえる覚悟をしなくてはならないのだから、国民は、そんなわるい遊びごとに手をつけるのは考えものだ、とおもうのは、このうえもなく当然な成行であろう。これに反し、人民が民草にすぎなくて、ちやんとした国民という資格がないような国柄、つまり、共和制でない体制のもとでは、そのいわゆる悪い遊びごとは、いともかんたんに、おこなわれる。なぜなら、元首は国家の仲間ではなく、却て、国家を勝手にするその所有者であり、戦争をやつたとて、かれ自身の食卓、狩猟、離宮、宮中の酒宴等々において、なにひとつ損することはない、からである。そこで、元首は、戦争を、一種の遊戯でもあるかのように、ささいな原因から、決意し、それをうまいぐあいに合理化することは、その仕事のために待機している外交団にやらせて、けろりとしているのだ〉（第一項の説明の箇所）

このような党派的な主張は、しかし、カントの思考の本質的順序からいえば、あとのもので、まえのものは、理論的なもの、である。共和制をもとめる方向は、論理的に合理化されるのである。それはどういうことか。

そもそも、社会は〈自然状態〉から〈法状態〉に移行するものであるが、その転回を媒介するものは契約である。カントもまた、啓蒙期の〈社会契約説〉の影響を受けているのである。ただ、かれはこの移行を、時間的事実としてみるよりも、理性必然的と考えている点に特色がある。かれは〈法学の形而上学的基本原理〉の第47節で、つぎのように述べている。〈人々が国家というものにまとまるとき、それを媒介する行為は——ほんとうをいえば、行為というよりも、それを予想しなくては国家の合法則性がわからないような、理念なのだが——、根源的契約 *ursprünglicher Kontrakt* である。人々のすべては (*omnes et singuli*)、かれらの外的自由 *äussere Freiheit* をすてて、それからすぐ、共同体の、すなわち、国家としての人民の、一員 *Glieder eines gemeinen Wesens, d. i. des Volks als Staat*—— (*universi*) とみなされるようになる。それゆえに、国家は、国家のなかの人間は、かれの生得の外的自由の〈一部分〉を、ある目的のためにさし出したのだ、というのはまちがいだ。そうではなくて、かれは、野生的な、法を知らない自由、をすっかり捨ててしまい、それ以後、法に依存してくらし、法的状態のなかに自己をおくのであるが、かれはそのことを、やつぱり真の自由の恢復であると考えたのである。なぜなら、このように法に依存するといつても、他人から強制されてではなく、自分の自発的な立法的意志からそうするのだから。〉

根源的契約によつて、自然状態は国家となる。前者は、カントの上掲文中にもあるように、*die wilde, gesetzlose Freiheit* の支配する状態であり、〈戦争の状態〉 *ein*

Zustand des Krieges と規定されておる。^{※※}するとこの契約の理念にふさわしい体制は平和を保証するものとなるのは当然である。統一された国民の意志が立法の主体であり、万人が法に依存 *Abhängigkeit* することによつて、平等である、というのが、カントの規定する〈共和制〉であるが、これが根源的契約の規範からみて、最良の体制だということになる。ところで、共和制は、個人的利害の見地を原則としている民主主義とは異なるものである。カントによれば、後者は、どこまでも、*singuli* (*seperate, several, individual*) の立場であつて、*universi* (*all in one, whole, entire, collective*) の見地ではない。多数といつても、*singli* の集合としての *omnes* にすぎない。だから民主主義は少数者への圧迫を原則的にふくむものであり、そのいみで、*Despotism* の性格をもっている。

それゆえに、共和制では、立法に参加する人民はできるだけ多数であるのが望ましいのはいうまでもないが、しかし、人民の意志は一つのもの、統一的意志 *Der vereinigte Wille aller Staatsbürger* にまとまることのできるし、また、そうならなくてはならないのであるから、これを代弁し、実行する統治者は、ばらばらの多数者であるよりできるだけ少数に集中されてよく、君主一人であつても、論理的に自然である。そこでカントは、代議的又は立憲的君主制 *Die repräsentative od. konstitutionelle Monarchie* を理想的な国家体制として提案しているのだ、と一般に解釈されて^{※※※}いる。

つまるところ、各国家が立憲君主制を採るならば、平和は保証される、ということになる。カントの議論が、それだけのものだということをも根本的に否定することはできないかもしれないが、ここのところのカントの考え方のなかに、なにか生産的なものはないだろうか。政治学者や歴史家から笑われる覚悟で、すこし考えてみよう。

カントが *Recht* と *Ordnung* に着目した側面についての考察。これは概してかれの哲学思想のあらゆる領域にみいだされるものである。経験の多様性をしめくくる概念の統一性、欲望の時空的相対性にたいする義務の絶対的法則性の強調——このような側面は、ふつう、カントのプラトンの性格、つまり、理想主義・観念論であると説明されてきた。たしかに、概念の存在性を説く *Rationalismus* が観念論への道をひらくことは否定できないであろう。しかし、現代の弁証法的唯物論が理論的実践的に偉大な役割をはたすようになってから、概念と法則の意義はきわめて高く評価されることになった、すなわち、概念は *Idee* としてでなく、*Wirklichkeit* として、現実の構造を深刻に反映するものである、というふう考えられるようになった。常識では、現実是个別的なもの、多様なもの、と考えられている。しかし、いかなる存在者も *ontologisch* な構造をもつものであり、ロゴスによつて支えられている、むしろ、ロゴスの自己限定ということができる。いかに自己を例外的なもの、非合理的なもの、として設定しても、自己の実体——自己を自己にする個別の本質は——決して非合理的なものではない。人がいかなるものであるかは、なによりも、かれの行動によつて、つまり、他者と客観的に交渉する自然的連関の世界のなかで、測定されるものであるから、例外的とみられる自己の土台に、合理的自己、又は一般的自己 *das allgemeine Ich* というものがある。それだから社会の *Atomistik* を信じている人々が、*für sich* な自己を前提して、そこから出発す

るのだというていても、その出発点の自己は、規定性と媒介性を排斥し、一般性と法則性に対立したところの個人では決してあり得ないのである。しかも、このことは、思弁の立場ではなくて、<実践的>立場にたてば、どうしても、そう考えねばならなくなる。人間の基本的権利から出発するものが、それを無視する社会制度を批判することをしなくては、実践的に自己の主張を放棄するものではないだろうか。個人を支える<社会の仕組>を問題にしないでならない。

カントの法を強調した側面は、社会関係と個人との弁証法的関係に目をつけたといういみで興味があるとおもわれる。ところで、法の一般性は、それが科学的であるかぎりにおいてのみ、値打ちがあるので、現実と関係のないものとなれば、むしろ、それは空想である。カントの法がすっかり空想的でないとはいえない。認識論においても、カテゴリーの構成的機能の強調は、やがて、新カント主義的觀念論に発達していく契機となった。それと同様に、カントは<国家の僕>としての Friedrich II の人民的性格を不当に高く評価し、Staatsbürger の資格者から、身分の卑しいもの、とくに、女性をしめだしている。このような保守的君主制への妥協は、かれの法の空想性をゆびさすものであろう。しかしながら、かれの法は、消極的ないみで、歴史的相対的にみても、科学的であり得た。法を形而上的実体として居坐らせなかつたということ。たとえば、ヘーゲルのように、欲求の体系たる原子論的な市民社会 bürgerliche Gesellschaft と区別された高次の社会としての国家 Staat を<実体化>してゆく傾向はカントにはみられない。ヘーゲルのあの傾向は19C の Romantik, Historismus につながってゆき、ゲルマン的民族主義に発展するのであるが、カントには、そのような反革命性はみられない。むしろ、かれは常に自由と平等を訴えていたのである。ただ、そのいわゆる自由の主体者は、法的依存のなかにおいてこそ自己の真実をみる、いわば、義務のなかに人格の尊厳と自由を知るところの、きわめて道義的な、現象的欲望に左右されない、本体の世界に属する人間 homo noumenon として、とらえられている。したがって、国家として、意志の統一をもつた人民は、決して現象的な複数者ではなくて、一体であり、一者の本体的人間であると考えられる。それはいわば、個人の Gattungsbegriff である。しかしそれはあくまで実体化されてはいない。国家主義や民族主義につらなる抽象的神秘性はない。いわば、個人は社会的でなければならないということが、形式的に主張されているのであるが、社会といい、国家といつても、個人のはたらきによつて設定したものである。あるいは、自由なる本体的個人の自覚が社会であるということが出来る。われわれは、カントが啓蒙思想家のように現象的個人を実体化せず、また、超個人的神秘的社會を形而上的に設定しなかつたところに、個人と社会の弁証法的関係をみつめたところがあると考え、これが示唆的であるとおもう。

註 ※ Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre §47 Kants Werke (Cassierer) Bd VII S. 122.

※※ Zum Ewigen Frieden. Kants Werke (Cassierer) Bd VI S. 433.

※※※ Kuno Fischer, op.cit. S.169.

※※※※ Metaphysische Anf.d. Rechtslehre. §46 Kants Werke Bd VII S.120. 立法

的投票権をもつものが能動的国民 *aktive Staatsbürger*。この権利をもたないものは受動的国民 *passive Staatsbürger* で、ほんらい、国民ではなく、単なる *Staatsgenosse* にすぎない。すべての人が *Staatsbürger* であることはできない。その根拠は、たとえば、1 未成年、2 性別の特質—女子、3 労働と地位の性質上、国民的独立性のないもの、*Gesellen* や *Dienstboten* 等。これらの *Staatsgenosse* は不平等に扱われているが、人間としての品位はもつものであり、*Staatsbürger* に発達することができる。しかし、女性はその可能性をもたない。

※※※※ Vgl. Tröltzsch, Die Probleme des Historismus. Gesammelte Schriften Bd III.

※※※※※ <人間の法への依存>の理論を、すぐさま、人々の *Solidarität* の主張、*allgemein das Recht verwaltende Gesellschaft* の主張(このさい、*allgemein* とは階級対立を超越したものとする)、として、カントの形式主義的法思想を社会主義の内容をもつものと理解しようとする学者がいる。Max Adler, *Kant und Marxismus—Gesammelte Aufsätze zur Erkenntniskritik und Theorie des Sozialen.* Berlin, 1925. 参照。また、Deborin, *Dialektik bei Kant.* (Marx-Engels-Archiv I Band 所収) も大体おなじ考え方でカントを解釈している。Adler などは、カントを Marx の先駆者むしろ同思想だとさえ、いつておる。しかし、いずれのばあいでも、非歴史的な形式社会学的な考え方から解釈されている点に注意すべきである。

III

社会の内部体制の問題は、平和を実践的にうちたてたいと考えるものにとつては、もつとも重要な関心でなければならぬ。平和のための統一戦線とか、平和共存の政策とかやかましい問題になつては、さればといつて、社会体制論が平和運動と必然的關係をなくしたというものではない。まったく反対である。民族の統一、社会主義と資本主義の共存も、階級的搾取のない社会主義社会への、社会体制上の歴史的発展の路線においてのみ、平和を保証するものとなるのである。カントが、世界平和の根本条件を、各国家の内部体制が共和制であり、人格の自由と平等をみとめ、促進するものであることのなかにみた態度は、現代における社会主義者のそれに通ずるであろう。このような内部体制の問題に *orientieren* しない、対外政策は、いわばカントのいわゆる *Staatsklugheit* にすぎないであろう。かれにおいては、外を内に媒介してとらえようとする態度が生きている。カントは確定条項の第二、第三項において、国際連盟をつくることとか、世界公民法の実施等についても語っている。もちろん、それらは平和の条件としてどうでもよいものではないが、第一項とおなじ次元にたつ重要性をもつものではない。すべて、逞しい思索というものは、内と外との弁証法を知ることであるが、なかんずく外にたいする内の規定的機能をつかむことでなければならぬ。

谷川徹三氏は <平和の哲学^{*}>という著書のなかで、カントの永久平和論を評論されているが、それは、われわれとはちがつた視点から、哲人の意義をみているようである。谷川氏は、——氏は氏の世界の同志、アメリカ・カナダ・スイス等々の教養の高い文化人の、<世界連邦政府運動>をやっている人々の立場を代弁しているという——その著

書のなかで述べている。<こんにち、戦争の最大原因は、産業主義と nationalism の対立にある。産業は本性上、需要供給の法則に従つて有無相通ずる世界性をもっているのに反して、nationalism は、今日の民族国家 national-state の全く一方的な利害の立場から、関税障壁その他の手段をもつて、その産業の世界的流通性を阻止しようとする。そこに戦争の究極原因がある。その際、民族国家の一方的な利害の立場をどこまでも貫かせるものは、その民族国家の絶対主権である……それで、民族国家の絶対主権を否定することが必要である……各主権民族国家が軍事・外交・財政・経済の重要事項を世界政府に委譲して、真の平和が達成される> (同書44—47ページ) そしてカントの永久平和論の最大の歴史的意義は<カントが世界連邦政府の理想を確認している点である> (同書101ページ) としている。

世界平和の条件は、各国家の主権が相対化され、世界連邦政府によつて、主権が単数になることだ、というわけだ。谷川氏ら世界連邦政府設立の運動家は、当面のところ、主権の少数化、たとえばヨーロッパ、アジア各連邦といったような、region にもとづくブロック国家を提唱している。しかし、regionalism の考え方が、いかに帝国主義政策といだきあうかということは、こんどの世界戦争で十分に暴露されている。そうなつてはいけないという心配から、カントの高邁な世界政府の Idee 理念がたかくかかげられ、最大の歴史的意義ありとされたのである。こういう解釈のなかでは、カントの法を強調した思想が、それ以前の——あるいは以後でもよいが——神秘的社會理論の批判という^{※※}いみがあり、それゆえに、やがて法的人間関係のそのまた背後の実体的関係を追跡する態度に発展するものとしてとらえられないで、反対に、科学的実践的立場を後退させるような路線で評価されている。それはともかく、谷川氏はカントのいわば cosmopolitanism を強調しておられるのだが、これはカントの本質であろうか。氏らは nationalism をひじょうに嫌悪される。ところで、社会体制に注意するものにとつては、一概に nationalism といつても、その社会的歴史的実質が問題である。たとえば、社会主義国の主権は、階級対立をのぞこうと努力し、そのかぎり、平和をまもつていこうとするのである。これに反し、帝国主義国の主権は、階級的搾取を強化して、侵略政策にむかうのである。この両者の主権が全く同一であるとはいえない。nationalism が主権を承認し、そのかぎり利己的であるといつても、きわめて貧寒な、非科学的理解である。史上あらわれないわゆる nationalism についても、それを当該時代と社会の内部的矛盾の側面から検討しなくてはならないことを、心ある歴史家は訴えているが、^{※※※}哲学者も、そういう手続を省略してはいけないだろう。

なるほど、カントは確定条項の第二第三において、国際法・世界公民法を説いており、<戦争を必然的に伴う無法則状態から脱するために……国家も正に個々の人間と同様に、その野蛮な(無法則の)自由を放棄して、公的な強制法に服し、かくて、一つの、地上のあらゆる民族を包含するであろうところの、国際国家 civitas gentium を構成するよりほかに道はない>といい、このような唯一の Völkerstaat は現実化できないから、消極的代用品 das negative Surrogat として、国際連盟 Völkerbund をすすめているのである。これでみればカントが、個人→国家→世界という、下から上

への包摂関係の段階を是認していたようにみえる。この傾向は否定できないが、それはカントの死せる側面であつたと考えられる。社会契約説の適用によつて、国際間の法秩序を設定しようとするのは、経験の事実をよほど無視しなくては、現実的でない。むしろ経験の反撃によつて、社会契約説による国家形成論自身が批判される機縁になるほどのものである。それなのに、あまりに空想的に、国際関係を個人間の類比により考えたのが、サンピエールの国際連盟論であつたが、カントはこれに追従していたとおもわれる。しかしながら、カントにおいては、Staatsbürger と Weltbürger とは同位的であり得るとみられていたのではあるまいか。国家と世界は、種と類としてではなく、同位概念、つまり、いずれも種であり得たのではないか。諸国家が共和的であるならば、戦争のすべての条件が排除され、国際的紛争が平和的に処理されると考えられておるのだから、理想的論理的に言えば、第二項でいわれる国際連盟もしくは Völkerstaat は第一項の必然的結果である、すくなくも 同時的ということが出来る。

第三項の世界公民法を説くときに、カントは、とりわけ、国家と世界の関係をルーズに考えている。つまり、窮屈に世界主義を考えてはいない。〈世界公民法は普遍的な友好の諸条件に制限さるべきである〉、すなわち、世界いたるところへの訪問権がみとめられる程度にとどめられねばならないと述べている。そして、一方において、開化した世界主義的な、ヨーロッパ諸国が、実際は、いかに掠奪と暴行をほしいままにしたか、について注意をよびおこしている。〈かれらにとつて、アメリカ、黒奴諸国、香料諸島、喜望峰等が発見されたとき、それらは何人にも属さない土地とみなされた。かれらはその住民を無にひとしいと考えた。東インドにおいては単に商業的植民を意図するのであるとの口実の下に、軍隊を移入し、それにより住民を圧迫し、その諸国を広汎な戦争に煽動し、飢餓・内乱・裏切、その他人類をなやますあらゆる禍悪のあらんかぎりをもたらした〉と述べて、世界公民思想の無限定な主張が、資本家的支配階級によつて、侵略の手段につかわれる危険のあることを洞察している。これをみてもわかるとおり、カントは、社会の内部的構成を無視して、無媒介的、形式的に、国家と世界の関係を考えていたのではない。もちろん、カントはいわゆる nationalist 又は民族主義者ではなかつた。前にも述べたとおり、フランス革命的人間の自覚、自由と平等の提唱者であつた。しかしながら、仏革命においても、自由と平等の訴えが、単に一部の階級の立場からなされたとするのは——歴史を科学的に説明するカテゴリーとしてはともかく——、まちがいで、それは国民大衆 <Volk> に支持されたものであつて、そのかぎりにおいて、カントの提唱もあえて nationalistic であつたといつても、さしつかえはない。およそ、平和を実践的に考えるものは、社会にたいしても実践的にふるまう。そのような立場の論理が、個人→国家→世界の形式論理的位階制には満足できないものであり、国家・社会を〈種〉とすれば、個人の〈個〉と世界の〈類〉は〈種〉に媒介されてはじめて現実的であるとする、弁証法論理になることがもとめられる^{※※※※}。そこで、カントの論理が不十分であつたことはみとめるとしても、カントが種の媒介を抽象して、自己と世界の観想をたのしんだ cosmopolitan であつたかのように解釈することはできない^{※※※※※}。

産業主義と国家主義の対立を戦争の最大原因とする考え方について、カントはひきあいに出版されていないけれど、カントの思想を現代に生かして考えたならば、おそらく、カントは谷川氏の学説を支持しないだろうと考える。産業主義とは何であるか。そこでは、人間と自然との関係が、社会の媒介なしに、〈種の媒介性の放棄！〉考えられている。さらに、産業主義そのものが、社会発展の必然的過程としてみられてはいない。しかるに、カントにおいては、種の媒介性の自覚、さらに、社会自身の矛盾を原動力とする進化の法則の予感——たとえば ungesellige Geselligkeit の概念をみよ (Vgl. Idee einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht 1784)——がみいだされるのである。これはまた、きわめて興味のある、歴史哲学上の問題であり、カントの平和論の理解にもふかい関係をもつものであるが、他日の論究にゆずりたい。(1955. 9. 30)

註 ※ 谷川徹三著、平和の哲学 社会思想研究会出版部発行 昭和28年。

*** Es ist zunächst die Aufgabe der Philosophie, die im Dienste der Geschichte steht, nachdem die Heiligengestalt der menschlichen Selbstentfremdung entlarvt ist, die Selbstentfremdung in ihren unheiligen Gestalten zu entlarven. Die Kritik des Himmels verwandelt sich damit in die Kritik der Erde, die Kritik der Religion in die Kritik des Rechts, die Kritik der Theologie in die Kritik der Politik. (Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie. M.E.Nachlass Bd I S. 385)

*** 江口朴郎著、帝国主義と民族 東大出版会発行 昭和29年、特に後篇〈近代史における民族の問題〉をみよ。

*** 田辺元博士の〈種の論理〉の提唱はここで考えあわされてよい。意外に、博士の論究には〈科学的〉なものがある。その批判的摂取(社会主義の方向)が大切であろう。

田辺元著、種の論理の弁証法 参照

**** 務台理作氏はカントがおぼるげに考えた世界が、今日では具体的になり、その主体としての〈人類〉が、歴史的社会的概念になつた、平和の相手としての人類が、カントにおいて予感されていた、というふうに述べている。しかし、氏もみとめているように、その〈人類〉とは、〈人民〉といつてもよい。いわば、それは〈社会的〉なる党派性と関係のあるものだ。してみれば、人民的人類の具体化は、今日の社会改革運動(端的にいえば Klassenkampf)を通して、その結果として、おこつたことである。だから、カントを cosmopolitan の系譜でみるのではなく、〈種の論理〉の自覚者としてみなくては、務台氏のいわゆる〈人類〉を知るにいたる思想の先駆者と解釈することはできないであろう。務台理作著、科学・倫理・宗教 培風館 昭和30年。

Über Kants "Zum ewigen Frieden"

Yoshiharn WATANABE*

(Department of Philosophy, Faculty of Liberal Arts and Science)

Das lehrreichste und wesentlichste in den Untersuchungen Kants über die Bedingungen welche den ewigen Frieden unter den Völkern verwirklichen, ist die sozialistische Erklärung, dass der Friede verbürgt wird, wenn die <innere bürgerliche Verfassung> von jedem Volke <republikanisch> ist. Kant ist der Vorgänger des Sozialismus, der die gesellschaftlichen Verhältnisse reformieren will, um den Frieden zu ermöglichen.

* Professor of Shinshu University.